

議案第三百三十号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正に
つきて

次のとおり特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正すること
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本
議会の議決を求めらる。

昭和四十五年十二月十八日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年拾貳月拾八日原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四 館 長

別表第一中収入役の項の次に、次の項を加える。

館 長 一〇七〇〇〇円

別表第二中区分欄を次のように改める。

区	分	町	助	長	収入	役	館	長
---	---	---	---	---	----	---	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年十月一日から適用する。